

青梅市と学校法人日本航空学園 との包括連携に関する協定書

青梅市と学校法人日本航空学園との包括連携に関する 協定書

青梅市（以下「甲」という。）と学校法人日本航空学園（以下「乙」という。）は、甲の区域内における地域社会の芸術、文化、教育、まちづくり等の振興（以下「地域社会の振興」という。）を図るため、相互に包括的な連携を行うことについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲および乙が包括的な連携の下、地域社会の振興を図るとともに、次条各号に掲げる事項を通じて、人材育成や双方の実施する教育その他の事業の発展、充実に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲および乙は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項について連携するものとする。

- (1) 地域貢献のための各種事業に関する事項
- (2) 教育、文化、およびスポーツの発展に関する事項
- (3) 人材育成に関する事項
- (4) その他前条に規定する目的を達成するために必要な事項

（協議事項）

第3条 前条各号に掲げる事項に関する具体的な事業の実施については、甲および乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了日の1月前までに、甲および乙のいずれから書面により協定を更新しない旨の意思表示がない場合、同一の内容でさらに1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（その他）

第5条 この協定に定めがない事項が生じたときまたはこの協定の内容に定める事項を変更しようとするときは、甲および乙は誠

実に協議し、決定するものとする。

- 2 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、甲および乙が協議して別に定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、双方が署名して、各自がその1通を保有する。

令和6年10月10日

甲 青梅市

代表者 青梅市長 大勢待 利 明

乙 東京都青梅市長淵2丁目590番地

学校法人 日本航空学園

理事長 梅澤 重雄